

平成24年度第4回

四街道市国民健康保険運営協議会会議録

1. 開催日時 平成25年2月20日(水) 午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 四街道市役所 こども保育課2階会議室

3. 出席者

《出席委員》

大岩 重次郎、 杉山 正夫、 花島 公子、 柴田 敦雄、 菊池 忍
櫻井 素子、 横山 宏、 千村 晃三、 若菜 幸二

《欠席委員》

永野 勤

《事務局》

高橋健康こども部長、香取国保年金課長

国保年金課 濱田副主幹、大塚副主幹、大川主事

(株)社会構想研究所 森代表取締役(計画策定業務委託先)

4. 議題

【諮問事項】

(1) 四街道市国民健康保険特定健康診査等第2期実施計画の策定について

【報告事項】

(1) 平成25年度四街道市国民健康保険特別会計予算(案)について

(2) 平成25年度四街道市国民健康保険特別会計事業概要について

(3) 国民健康保険税軽減期間の延長について

5. 審議の経過

別紙のとおり

(会議録署名)

四街道市国民健康保険運営協議会

会 長 大 岩 重 次 郎

平成24年度第4回国保運営協議会議事録 25.2.20(水)
市役所こども保育課2階会議室
13:30~14:40

事務局
(濱田 GL)

それでは、定刻になりましたので、ただ今から「平成24年度第4回四街道市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

本日は、都合により永野委員が欠席となっておりますが、出席委員が9名となっており、四街道市国民健康保険条例施行規則第9条に基づく定足数(半数以上の出席)に達しておりますので、この会議が成立したことをご報告いたします。

また、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、ご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

-----挨拶-----

事務局
(濱田 GL)

つづきまして、健康こども部長の高橋より、ご挨拶を申し上げます。

部 長

-----挨拶-----

事務局
(濱田 GL)

つづきまして、本日は、傍聴希望者が1名いらしております。
この会議は、四街道市国民健康保険運営協議会運営要領第3条の規定により、公開が原則となっておりますが、会議の公開・非公開の決定は、会長が協議会に諮って決定することになっております。

また、四街道市国民健康保険条例施行規則第7条の規定に基づき会長が議長を務めることになっておりますので、今後の議事進行を「大岩会長」にお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

会 長

議事が円滑に進みますよう、皆様のご協力をお願いします。

はじめに、会議の公開について、お諮りします。

本日の議題の内容は、四街道市情報公開条例に規定する非公開情報ではなく、かつ、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるとは認められないと思われまますので、公開としたいと思いますが、委員の方々はいかがでしょうか。

委員全員	--- 異議なし ---
会 長	<p>それでは、公開としますので、傍聴希望者を入室させてください。</p> <p>※（傍聴希望者入室）</p>
会 長	<p>傍聴者の方にお願ひします。本日の協議資料を傍聴者の方にも配布させていただきますが、会議終了後、回収させていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。</p>
会 長	<p>本日の議題については、最初に諮問事項となっておりますが、市長より会長あてに諮問が出ており、皆様のお手元に写しを配布させていただいております。</p> <p>その諮問事項について、これより審議を行います。</p> <p>「四街道市国民健康保険特定健康診査等第2期実施計画の策定」について議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局 (濱田 GL)	<p>(別紙資料に基づき説明)</p>
会 長	<p>事務局より、説明が終わりました。</p> <p>何かご質問・ご意見はありますか。</p> <p>ある場合には挙手をして、指名を受けてから発言を願ひます。</p>
若菜委員	<p>この計画（案）でよろしいと思ひます。</p>
千村委員	<p>この中で、例えば、受診をされた結果、「健康である」・「要指導」・「要医療」と、3ランク結果が出てきますよね。その判定基準として、血糖値・脂質・血圧等の判定値があり、それをオーバーした領域にNGのサインが出てくるわけですよね。</p> <p>そうしますと、その段階で、重点化の視点の中で、「自主的に参加する意欲があること」という項目は、これは確認されるのですか。逆に「判定値を超えた時には指導しますよ。受けますか。」と前もって意思を確認して行う</p>

	<p>話なのですか。</p>
事務局 (濱田 GL)	<p>問診票の段階で、本人の意思を確認するようになっております。</p>
千村委員	<p>わかりました。これ以外の「年齢が比較的若いこと」・「高血糖であること」・「過去に保健指導に参加しておらず、かつ生活習慣病のリスクが高まっていること」、これらは具体的には良いと思います。</p>
柴田委員	<p>先ほど説明がありました「重点化」のことですが、1期の5年間が終わって、これから2期目が向こう5年間あり、10年間で、なかなか1期で指導ないしは受診率が当初の計画ほど上手く達成出来なかったということで、2期からは、少し違った点をいくつか入れようと、その意欲はわかるのですが、先ほど説明された重点化の4項目の内、「高血糖であること」を選ばれた理由は何かあるのでしょうか。</p> <p>ご存じのように、メタボリック症候群というのは、内臓脂肪、肥満がベースになって、それを腹囲というお腹の周りの大きさで測り、それプラス、高血圧かどうか、血糖が高いかどうか、脂質の異常があるかどうか、そういう項目を組み合わせて、「あなたは、メタボですよ。」「あなたは、メタボには該当しません。」という判定が下るわけですが、今回の重点化で、血圧とか他の項目ではなくて、強いて「高血糖であること」に絞られた理由は何かあるのでしょうか。</p>
事務局 (濱田 GL)	<p>今、柴田委員がおっしゃいましたように、もちろん、高血糖だけではなくて、血圧の関係だとか色々メタボに進展して行く要件があるわけですが、私も医療関係者でもないのに生意気なことを言うようですが、高血糖から糖尿病につながるということで、糖尿病は一度罹ると非常に治りにくいということもあるかと思えます。</p> <p>確かに、柴田委員がおっしゃるように、血圧の面だとか、そういった色々な要因を、高血糖という言葉一本で片付けるのではなくて、そういった幅広い意味で記述しようとも考えましたが、今回、糖尿病というものの危険性を考えまして、あえて「高血糖であること」ということに絞らせていただいた次第でございます。</p>
柴田委員	<p>これは、四街道市独自の重点化の視点ですか。</p>
事務局 (濱田 GL)	<p>はい、これは、四街道市独自の計画の中の重点化の視点ということです。</p>

事務局 (香取課長)	<p>今、柴田委員よりご指摘のあった「高血糖であること」に絞らせていただいた理由ですが、千葉県国保連合会において、平成23年度特定健診分から検査項目各数値の県内における各市町村の位置付けの資料を発表するようになったのですが、その中で、当市では血糖値の高い人の割合が、県平均と比較して高い傾向にあるという現状も、理由としてございます。</p>
柴田委員	<p>あと2点、質問させていただきたいのですが、26ページの「実施日程」で、上の方に「日曜日の実施についても検討します。」と書かれていますが、もし実際にやられたら、相当画期的な事だと思ったのですが、その点はいかなるものでしょうか。</p> <p>もう一点は、33ページの「保健指導の実施」のところで、「より多くの方が保健指導を受けられるよう、外部の専門機関に委託します。」とありますが、第1期は、このことは書いて無かったですよね。</p>
事務局 (濱田 GL)	<p>保健指導については、平成23年度より外部委託を始めております。</p>
柴田委員	<p>わかりました。</p>
事務局 (濱田 GL)	<p>あと、日曜日の実施の件ですが、平成25年は、既に日程も組んでしまっておりますし、会場の手配も済んでいる関係で間に合わないのですが、平成26年度から試行的に日曜日の実施を徐々に行いたいと考えております。</p>
会 長	<p>他にご質問・ご意見はございますか。</p> <p>無ければ、ご理解いただいたものと考えまして、次に進めてまいります。このことについては、諮問を受けておりますので、お諮りをしたいと思います。</p> <p>「四街道市国民健康保険特定健康診査等第2期実施計画の策定」について、当協議会として、本案で市長あてに答申させていただくことにご賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>―― 全員賛成 ――</p>
会 長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、この内容を事務局より市長に答申したいと思います。</p>
会 長	<p>さて、次の議題ですが、ここから先の3つの議題については、報告事項となっております。</p> <p>はじめに、報告事項の議題(1)「平成25年度四街道市国民健康保険特</p>

別会計予算(案)」について、及び(2)「平成25年度四街道市国民健康保険特別会計事業概要」について、議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局
(香取課長)

それでは、「平成25年度四街道市国民健康保険特別会計予算(案)」について、及び、関連がありますので、「平成25年度四街道市国民健康保険特別会計事業概要」について、説明させていただきます。

(説明)

会 長

事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、何か質問はありますか。ある場合には挙手をして、指名を受けてから発言を願います。

横山委員

徴収率というものがありますよね。それで、いわゆる繰越額というもの、残額というものが毎年、見通しより落ちているとの説明でしたが、どのくらいありますか。雑駁で結構です。

事務局
(香取課長)

今、大体、16億1千万円位あります。

毎年、徴収率が88パーセント位なのですが、そうすると、25億円～27億円の中で、あと残りの10何パーセントくらいが滞納として翌年度に繰り越されることとなります。

ただ、現年度分については、5月31日まで出納整理期間がありますので、少々徴収率が増えるのですが、繰越分については、3月31日までですので、いわゆる残りの額がどの位になるかと言うと、大体、翌年度に3億5千万円ほど繰り越されるのですが、ただ、今、16億1千万円に3億5千万円を足して、19億、20億になってしまうのかと言うと、そうではなくて、3億5千万円の内、不納欠損とあって、5年を過ぎるとこれ以上取れなくなってしまふということがありまして、その欠損額が大体、1億円位、毎年落としておりますので、3億5千万円から2億5千万円に下がるということになります。

あと、5月31日まで現年度分が若干、2億円ちょっと入ってきますので、大体、実質いくら残るのか、未納になってしまうのかと言うと、毎年、過年度分と現年度分を合わせて、約1千万円ずつ残ってしまうこととなります。

だから、16億1千万円と翌年度の1千万円を足すと、大体16億2千万円位になる、という形で推移しております。

横山委員

毎年、徴収率がなかなか上がらないということで、確か、去年、地方税、

住民税も含めて、徴収の特別チームみたいのものを作ったとお聞きしたのですが、その効果というものは、あまり出ていないんですかね。

事務局
(香取課長)

債権回収室というのが出来まして、滞納額が百万円以上とか、悪質なケースだとか、そういったものを公課、いわゆる資産税、市民税、県民税、国保税、後期高齢者保険料、あと保育料ですか、そういったものを全部含めて、そういう悪質なものを、金額の高い物を目的、そこに特化しているということもあったのですが、去年の夏頃から、本格的に始まりまして、各課からそういうものを債権回収室へお願いする、資料を提出するという形の中で、それを債権回収室で吟味した中で、差し押さえをする、預貯金を調べるとか、財産調査をする中で、最終的な滞納処分を行っております。

一応、今のところ、数字的なものは、私どもの所へは示されていないのですが、決算が出るとお思いますので、その時期になって金額がわかれば、お知らせしたいと思っております。今のところ、その金額がどの位かということ、私どもの所へは報告が来ていないのですが、ただ、今までよりは、かなり、預貯金まで押さえたりもしていますので、支払っている方も徐々に増えてきているという結果になっております。

千村委員

今の、未納の関係なのですが、未納者、正当な理由が無く国民健康保険税を払わないという人に対して、国民健康保険の保険証は発行されるのですか。

事務局
(香取課長)

基本的には、保険証を発行しなければいけないのはいけないのですけれど、私どもとしては、払わないから発行するのではなくて、払えないのは何故かということと、払うためにはどうしたら良いかということで、まずは、その方と接しなければならないということで、例えば、1年間の期間を半年間にする短期保険証を出したりとか、あと、最初に医療機関で全額を払ってもらい、あとで返しますよという、資格証明書というのですが、そういう、段階を踏むような形の中で、なるべく支払ってもらえる形を取って行くということで、すぐ払わないんですか、ということではなくて、そういう段階を踏んで行っております。

千村委員

それは、国の主導ですか。厚労省の。

事務局
(香取課長)

こちらは、当然、国の方針なのですが、ただ、厳しく言うと、払わなければ保険証は出さなくていいよ、ということもあるのですが、ただ、その時に、実際にケースがありまして、もう、医者には掛からないと、例えば、緊急で命が危ないんだとか、そういう話になってしまうと、そういう場合はケースバイケースなのですが、そういうのは、例外としてありますが、基本的には、やはり、支払っていただく、というのが基本であります。

千村委員	<p>何となくですね、国民皆保険が定着して、もう40年も50年も経つわけですが、ごね得を許してしまっている感じがしてしょうがないのですよ。</p> <p>払えるのに払わない、自分の義務は、責任を果たさない、権利だけはもらっている、といったことで、何となく、日本社会の悪い点が垣間見えるのですよ。</p> <p>ですから、例えば、1年間はしょうがないのだけれど、翌年度も払わないのであれば、何らかの行政措置を行うとかしない限りは、未納というものは、何となく、ごね得だなあ、という感じがしてしょうがないのです。</p>
事務局 (香取課長)	<p>しっかり支払っている方からすれば、おっしゃる通りでございます。</p> <p>今、ご説明しましたように、債権回収室にそういったものは案件を送るのですが、資産があれば、差し押さえますし、預貯金があれば、当然、差し押さえます。</p> <p>あと、結局、この場で言うのはふさわしいかどうか分からないのですが、一つの税金を滞納している方は、他の税金も滞納していますので、額がすごい額になるわけですので、私どもとしては、私どもからは勧めないのですが、例えば、払い方として、分納するとか、分けて払いなさいとか、そういう形で支払ってもらうということを行っております。</p> <p>ただ、議会でもそういうご指摘を受けるのですが、景気が悪くて、勤めに行けない、就職できない、という方が結構おりまして、そういう社会現象がありまして、その辺から変わっていかないと、また、私どもの国保の制度も改善されないと困るな、というのが本当の気持ちでございます。</p>
会 長	<p>この問題は、保険料だけに限らず、自主的に選ぶ会計は、全て、問題を抱えておりますね。</p> <p>特に、皆保険は日本だけで、世界には無いそうです。</p> <p>当然、世界の国はそういう保険をやらないということは、そういう問題を乗り越えられないから、躊躇しているのではないかと思います。</p>
千村委員	<p>今日もですね、参議院の予算委員会で「尊厳死」というものが取り上げられておりましたが、尊厳死協会のパネルを見せていただいたのですよ。</p> <p>こういう風に条件を整えれば、私は延命措置を受けませんよ、と。</p> <p>ところが、法的には、「尊厳死」を今、認めていないわけですよ。</p> <p>と言っているながら、ある医療現場では、そういう尊厳死宣言をした本人の直筆があって、家族が同意して、色々な条件があれば、延命しませんよ、という所も出てきているわけです。</p> <p>ところが、頑として受け付けない、「尊厳死」を認めません、という病院もあるわけです。</p> <p>ですから、医療費を圧迫している原因は、「尊厳死」を認めない、という</p>

	<p>ことと、未納者がいる、ということ、この2つだと私は思っております。</p> <p>で、麻生外務大臣が、褒められていました。「あなたは、大変いい発言をしましたよ。」と。要するに、「延命措置はいらないよ、俺は。個人的な話なんだよ。」と。自分の考えを全てさらけ出していましたから。</p> <p>それが火付け役となって、やはり、厚労省は、「尊厳死」に対する世界的な趨勢を見て、もう延命しないのだというところを、本当に国民的な議論をする時期に来ているなど思うのですよ。</p> <p>これ、野放しにしますと、治る見込みのない人間が、どんどん、どんどん、高額医療を使っちゃいますよと、いうね。もっと日本は長寿国になって、その副作用がもっと出てくると思うのですよね。</p> <p>まあ、そんな議論がちょっと気になりましたもので。</p>
横山委員	<p>最後の方で、国民健康保険税が、大体24億か25億円と言うことなのですが、例えば、25年度の予算が、25億390万円という積算なのですが、被保険者から徴収する額というものがありませんよね、保険税の。その何割か歩掛けをして見ているかと思うのですね。</p> <p>最後の、徴収率でいくと、大体、現年度が88パーセント、それから、滞納繰越分も含めると、60.5パーセントということだと思っておりますが、最初の、歳入の時の数字というのは、何掛け位で見ているのでしょうか。</p>
事務局 (大塚 GL)	<p>元々、国保税というものは、皆様方の所得額から所得割額を計算する等して出しているものなのですが、純粹に、例えば、徴収率が100パーセントに達する、それに対して、実際には、88パーセント程の徴収率ということで、元々の額に対して、0.88掛けを予算額として計上しております。</p>
横山委員	<p>滞納繰越分の方は、関与していないということでしょうか。滞納繰越分の方は、率が23年度が60.5パーセントというのは、徴収率の合計だと、表からは見えるのですが。</p>
事務局 (大塚 GL)	<p>先程、徴収率が0.88掛け、88パーセントという数字を申し上げましたが、何故かと言うと、滞納繰越といまして、年度年度で残ってしまった額、こちらについては、残念ながら、徴収率がかなり低くなりまして、実際には、大体、13パーセント、14パーセント、その位しか集めきれないという現状がございます。</p>
横山委員	<p>あくまでも、年度の、新年度の数字なので、いわゆる現年度の徴収率の率を大体使っているということですね。ありがとうございました。</p>
杉山委員	<p>国保税がこの様な状況であるということは、市民税あたりも、同じように、払えないというような状況にあるのですか。その辺、どうなのでしょう。</p>

事務局 (大塚 GL)	<p>保険税と、市民税関係、このあたりは、何か取組みはあるのでしょうか。</p> <p>まず、市民税と国民健康保険税で大きな違いがございまして、例えば、市民税の場合は、収入そのものが少なかった場合には、非課税といたしまして、税金そのものが掛からない方が数多くおります。</p> <p>それに比べまして、国民健康保険税は、どんなに所得が少ないとしても、均等割、平等割というベースとなるものは必ず掛かるということで、まず、その違いがございまして。</p> <p>その中で、市民税については、一定の収入がある方に課税するということがありますので、大体、収納率としては、国保税と比べて、10パーセント位高いのです。90数パーセントということになります。</p> <p>それに対して、国民健康保険税は、収入の無い方にも課税しておりますので、残念ながら、現年度分の収納率が88パーセント位ということで、住民税と比べると低くなってしまっているという現状があります。</p> <p>滞納整理ということになりますと、私ども国民健康保険税の部門と、同じく、課税課の方にも収税部門もございまして、そちらの担当者と年間、協力をしまして、年に夏、春、冬といった形で、実際に滞納整理の現場に出向いているところでございます。</p>
杉山委員	<p>実際には、例えば、家の中にテレビとかがあったとして、そういったものに赤い札か何かを貼ったりして、市の方で徴収するといったようなことは行っているのですか。</p>
事務局 (大塚 GL)	<p>まさに、先程、課長から説明しましたように、債権回収室という部門がこの24年度から新たに立ち上がったところなのですが、杉山委員のご質問につきましては、例えば、今行っているのが、不動産の差し押さえ、あとは、預貯金の差し押さえということで、ただ、傾向は変わってくるのですが、不動産の場合は、差し押さえたとしても、すぐにそれをお金に換えるということは難しいのです。</p> <p>ただ、預貯金に関しましては、滞納されている方がどちらかに口座を持っているということで、そちらを押さえることによって、確実に市の方にお金を入れていくということが可能になります。</p> <p>実際、そのことは、今年度から取り組んでおります。</p>
菊池委員	<p>健康保険税に関しまして、23年度と24年度を比べると、23年度決算に比べ24年度予算は減額となっているのですが、25年度予算は24年度予算に対し見込みが増額となっているのですが、これに関しては、どうして増額という試算をしているのでしょうか。</p> <p>一般的に考えますと、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行している人数の方が、出生や転入よりも多くなっていくのではないかとということも</p>

考えられますし、出生しても、社会保険に加入している人数もいると思いますので、人口が増えても、どちらかという、国保加入者の方が減ってくるのではないかと考えられるのですが。

この、予算が増えているというのは、どういう根拠に基づくのでしょうか。

事務局
(大塚 GL)

24年度の予算と25年度の予算での比較ということですが、実は、24年度の当初予算を算出する際に、昨今の景気の低迷、そういったものを踏まえまして、実は、皆様の所得の伸びが、このような言葉が適切かどうかわかりませんが、所得の伸びがあまり芳しくないであろうという想定を24年度当初に立てておりまして、かなり低めな、控え目な数字を予算として計上していたところなのです。

今回、この25年度の予算だけに関しましては、そこまでは控え目な数字を出していないということで、相対的に金額が上がっているところです。

人数に関しましては、確かに、少子高齢化からするとおっしゃる通りだと思うのですが、例えば、今までサラリーマンとしてお勤めだった方が、年齢等に関係無く途中でお辞めになってしまったと、まあ、会社の都合とかもあるかと思うのですが、そういった方が国保に乗り換えて来る場合には、人数的には増えていく、四街道市の全体の人口に関わらず、国保に切り替わってくる方が増える場合には、被保険者数が増えていくという事態も発生いたします。

千村委員

保険税の上限額が増えたのは、24年度からですか。

限度額が上がりましたよね。あれは、23年度からですか。

事務局
(大塚 GL)

24年度に、限度額の引き上げを行いまして、今現在ですと、国保税、一番高い方で、年額で77万円いただくという形になっております。

これは、残念ながら、地方税法に左右されるのですが、大体、毎年とはいえないのですが、2年に1回とか、必ず引き上げは行われております。

ちなみになのですが、今回、25年度に関しましては、限度額の引き上げは行われておりません。

事務局
(香取課長)

先程の、税の関係なのですが、予算案の中の一番左、23年度決算を見ていただくとわかるのですが、歳入で繰入金、法定外、その他が0となっておりますが、なぜ0なのかというと、一般会計からは繰入をしないで、決算でこうなったということなのですが、23年度の当初予算の時に、今ありましたように、所得が伸びないと見込んで、当初の保険税を低く見込んだわけです。

ところが、決算になりましたら、そんなに低くなかったんで、当初よりは税が入ってきたということで、法定外、その他の繰入金が入っているわけなんです。

	<p>で、それがずっと続いているのかというと、24年度で考えると、少し減っている、だけど25年度は、まあ、少し上がるだろうという見込みで税を計上するわけですが、それは本当に難しく、23年度予算の時も、実は、その前の年にかなり多く入るだろうと見込んだら、かなり下がってきてしまい、もっと緩めにしろというご指摘を受け経緯があります。</p> <p>で、当時は、今説明がありましたように、市民税とか、そういったところの所得を参考にして、私どもで税を掛けますので、そちらも下がっているんですね。そうすると、私どももそれを基に掛けますので、低めに抑えるという形になってしまうわけです。それが結果的にこの様な数字になっているということです。</p> <p>で、一般会計と違って国保に関しては、掛かるお金を先に予測をして、それに対する収入を付けるわけであり、一般会計は、あるお金の中で歳出を考えるという逆な立場ですので、どうしてもこの辺は、なかなかぴったりとはいかないということで、そういう難しい面がございます。</p> <p>結局は、その市がゆとりがあれば、一般会計から入るわけですよ。苦しい所は、0とか、桁が違うわけですよ。</p> <p>一般会計からもらわない所は良いのですが、当市は、健全といえるのですが、例えば、成田市さんは、財政が豊かですので、一般会計から14億をいただいておりますが、そうすると、当然、保険料も下がる結果になります。</p> <p>ところが、隣の富里市さん、八街市さんのように、あまりお金が豊かでないとなると、その分足りないから、税を上げざるを得ないということになります。</p> <p>だから、近隣によっても全然違うということになります。</p> <p>結局は、名前が「保険」ですから、だから、皆で助け合って賄うわけですので、当然、財政が豊かでない所は、個人負担が多い、これは宿命ですね。</p> <p>その分は、国・県や他の所からからいただくということもあるのですが、やはり、今言ったように、所得が毎年下がっている状況ですと、苦しい所は、その分もらえるということもあります。</p> <p>他にご質問・ご意見はございますか。 特に、無いようですので、次にまいります。</p> <p>報告事項の議題（3）「国民健康保険税軽減期間の延長」について議題とします。</p>
--	--

	事務局より説明を求めます。
事務局 (香取課長)	それでは、について、「国民健康保険税軽減期間の延長」について説明させていただきます。
	(説明)
会長	事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、何か質問はありますか。ある場合には挙手をして、指名を受けてから発言を願います。
会長	これは、移行措置ということですね、制度が変わって移行するために。
事務局 (香取課長)	制度は継続されます。5年間であったものが、また、3年伸びると言うことですが、閣議決定されて、それがまだ法制化されて正式には来ないのですが、いずれ来ますので、それを事前に協議会で報告させていただこうということで、今回、ご説明をさせていただいた次第です。
会長	他にご質問・ご意見はございますか。 特に、無いようですので、本日の議題については、以上で終わります。
会長	次に、次第の4「その他」ですが、事務局からは何かありますか。
事務局 (濱田 GL)	事務局からは、特に、議題として取り上げることは用意してございません。
会長	皆さんからは、何かありますか。 それでは、私から、よろしいでしょうか。 今度、保険税の一括納付が施行されるわけですが、それは、どういうメリットがあるのですか。
事務局 (大塚 GL)	元々、国民健康保険税は、毎年7月に納税通知を行っているところなのですが、実は、納付書による直接払いに関しましては、1年間の全納ということは、もともと可能であったところなのですが、今回は、口座振替、銀行での口座振替を利用している皆様については、今までは、国保税については、年間一括払いが出来なかったのですが、25年度からは、口座振替におきましても、1年分全納してもよろしいという皆様につきましては、それが可能

になります、という周知でございます。

残念ながら、一括納付していただいたとしても、お納めいただく方に対しての割引だとか、報奨金は無いのですが、一括納付をご希望される方は確実にいらっしゃいますので、そういう方々へのサービス、配慮につながるのではないかとということで、実施することになったわけです。

会 長

他にありますか。

特に、無いようですので、以上で本日の協議会を閉会といたします。

お疲れ様でした。